

## 産学官連携活動等に関する利益相反倫理規範

1. 早稲田大学は、「知の拠点」として社会から高い信頼を得ていることを自覚し、大学で生み出された「知」を社会の進歩に役立てる活動に積極的に取り組む。その際、教職員等は関係者と円滑な協力関係を構築するとともに、良き市民としての良識を持ち、法律と大学の諸規定を守って行動する。
2. 早稲田大学の教職員等は、学外の組織等と協力するにあたって、私的な経済行為によって社会の不信を招かないよう留意する。協力関係にある組織等の利害と個人的な利害が対立する恐れのある場合は、必要な情報の公開等の手段を講じて社会への説明責任を果たす。
3. 早稲田大学は、自らの活動および教職員等の言動が社会の不信を招かないよう、学外の組織等と協力に関するルールを定めた規程類を整備し、透明性の高い管理運営に努める。また、学生の教育を受ける権利を損なわないように最大限の配慮を払う。